

令和3年8月25日

各県立学校長 様

高校教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長

三重県緊急事態措置に伴う県立学校の対応について（通知）

県立学校においては、8月20日付け「県立学校における夏季休業明けの対応について（通知）」で、9月12日までの間、分散登校とオンライン学習やプリント課題等による在宅学習を組み合わせた学習活動を進めるなど、各校における対応を依頼したところです。8月20日以降も感染者が増加しており、8月における公立学校の児童生徒・教職員の感染者は500件を超え、8月20日時点から200件以上増加しています。部活動や習い事におけるクラスターが発生する等、感染が短期間にこれまでにない規模で増加しています。こうした状況を受け、児童生徒の安全安心を確保するため、短期間に集中的に接触機会をできる限りなくす必要があります。

児童生徒の安全を第一に考えつつ学びを継続するため、県立学校における9月12日までの対応については、以下のとおりとします。

家庭とも連携して、引き続きマスクの着用や手洗いの励行などの基本的な感染症対策や毎日の検温などの健康管理を徹底するとともに、児童生徒が普段の生活において自ら感染症対策を意識し、不要不急の外出を控えるなど、適切に行動するよう指導してください。

記

（学習活動）

- ・ オンライン学習やプリント課題等による在宅学習とする。
- ・ 学期始めの対面での指導が必要な場合は、分散登校や時差登校など密にならないようにし、最大限の感染症対策を講じて実施する。
- ・ 就職指導、進学指導、資格取得に必要な実習、児童生徒の心のケアなど、対面での指導が不可欠な場合は、最大限の感染症対策を講じたうえで、個別に対応する。
- ・ 登校する場合、高等学校は昼食をはさまない半日以内とし、特別支援学校は学校や児童生徒の状況に応じて昼食をはさむことも可能とする。

（学校行事）

- ・ 修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭は延期とする。

（部活動）

- ・ 部活動は中止とする。公式戦は延期または中止とする。

（児童生徒一人ひとりに寄り添った対応）

- ・ 特別支援学校において、自宅等で一人で過ごせない児童生徒の居場所の確保については、十分に留意して対応する。
- ・ 登校できないことによる子どもたちの不安を解消できるよう、必要に応じて個別面談やカウンセリングなどの対応を行う。

事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川 俊朗	TEL : 059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤 謙司	TEL : 059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山 勝規	TEL : 059-224-2973